

規制改革推進会議 働き方・人への投資ワーキング・グループ（第2回）

外国語指導助手（ALT）の活躍機会の拡大について

2025年3月4日



リンクアンドモチベーショングループについて

グループ概要



創業	2000年4月7日
上場市場	東京証券取引所 プライム市場 (証券コード: 2170)
売上高	374億円 (2024年12月時点)
社員数	約1,500名 (2024年12月時点)
ミッション	私たちは モチベーションエンジニアリングによって 組織と個人に変革の機会を提供し 意味のあふれる社会を実現する

グループ会社一覧

組織開発 Division

(株)リンクアンドモチベーション
(株)リンクソシュール

マッチング Division

(株)リンク・インタラック
(株)リンク・アイ
オープンワーク(株)

個人開発 Division

(株)リンクアカデミー
(株)モチベーションアカデミア

その他

(株)リンクダイニング

事業構造

組織開発Division

個人から選ばれる組織
(モチベーションカンパニー)
創りを支援

コンサル・クラウド事業

IR支援事業

個人開発Division

組織から選ばれる個人
(アイコンパニー)
創りを支援

キャリアスクール事業

学習塾事業

マッチングDivision

組織と個人をつなぐ機会を提供

ALT配置事業

人材紹介事業

株式会社リンク・インタラクについて

グループ概要

商号	株式会社リンク・インタラク
所在地	東京都中央区銀座4-12-15
代表者氏名	柿木 秀雄
資本金及び出資金	8,000万円
設立年月日	昭和47年9月25日（営業年数53年）
グループ従業員数	4,379名（ALT含む講師3,094名） 令和6年10月現在
グループ拠点	国内14支店、海外採用拠点6ヶ所 （アメリカ3ヶ所、アジア、欧州、オーストラリア）
主な取引先	全国430以上の教育委員会

企業理念

“Enrich Through Education”

人類に生活の豊かさと同時に心の豊かさをもたらす

0才から100才までの全人格的教育を通じて、意味のあふれる社会を実現する

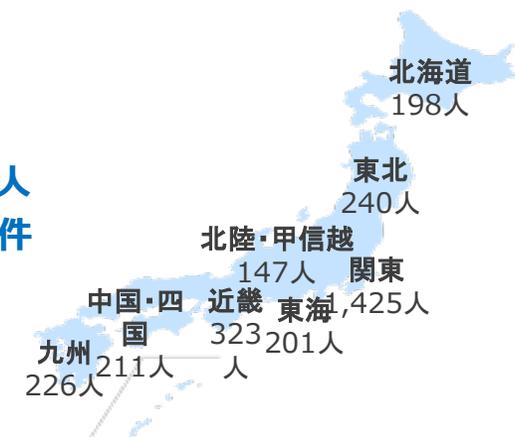
世界に言葉・文化・教育の理解進展を深め、人類の深い結びつきと平和共存に貢献する

業務内容

- ALT派遣業務
- 教職員向け研修、有識者講演会、セミナーの企画・実施
- 指導案、教材、教具の開発・制作及び出版
- パフォーマンステストの企画・開発・提供
- ICT機器を活用した各種アプリケーションの開発・提供
- 特別英語プログラム・イベントの企画・実施
- 教員採用英語試験担当官派遣
- 英語スピーチコンテストの企画・実施
- 教育コンサルティング
- 教育情報誌(FOREFRONT)の発行
- ICT支援員の配置

業務実績

令和6年度
ALT配置人数 **2,971人**
契約自治体数 **434件**



資格外活動許可申請の現状



資格外活動許可申請の現状

ALTは、雇用元によって資格外活動の付与形式が異なり、数多くの申請が必要となっています。

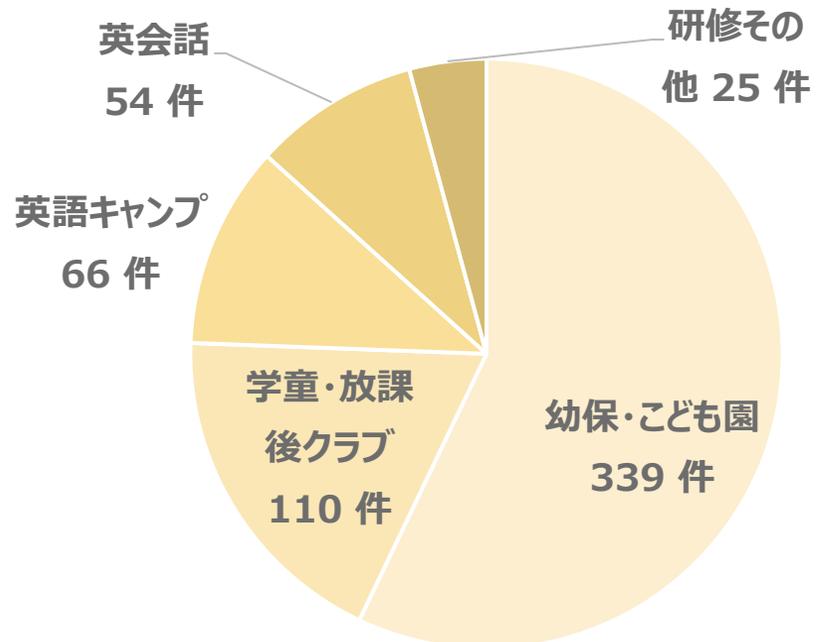
令和6年度

在留資格「教育」

2,279人

資格外活動許可申請

594件



自治体直接雇用

教育
+
包括許可

民間企業雇用

教育
+
個別許可

- 民間企業雇用の派遣ALTは、資格外活動ごとに「個別許可」が必要。
- ALTの特性から、顧客要望の多い業務であっても、教育活動「外」と判断される場合は個別申請が求められている

資格外活動の個別許可申請において下記の課題が生じています。

資格外活動申請の課題

申請方法

- 申請書類の準備が複雑。1名のALTが複数の申請を行う場合、別紙での申請を行っているが、それぞれの職務内容・活動場所・期間・稼働時間が求められている。
- 申請及び受領のため、出入国在留管理局に出向く必要がある。地域によっては、出張所が遠く、待ち時間も長いため、学校を休む必要があり、教育機会の損失となる。

審査期間

- 申請から許可受領までの期間は、平均して2か月程度を要している。
- 審査期間中は、資格外の業務を実施できないため、幼稚園や学童など依頼先からの業務をお待ちいただくか、民間企業が代替講師を用意して業務を行う必要があり、機会損失または業務負担となる。

審査基準

- 予定活動が、教育活動の範囲内か、資格外活動許可が必要な教育活動外かの明確な基準がなく、各出張所または担当官により回答が異なることがある。
- 事前判断がつかない場合、申請書類を確認して判断するとの回答を得ることがあるが、出入国在留管理局の業務負担増を招いている。

資格外活動申請の課題として、下記のような事例が発生しています。

資格外活動申請で発生している課題の具体例

申請の複雑性による業務負荷

申請方法

審査基準

- 5名のALTが、市内にある5つの幼稚園にローテーションで月に1度訪問する場合、活動内容は同じであるにもかかわらず、5名×5件の個別申請が求められている。申請時と受領時の2回、出入国在留管理局に出向く必要があり、遠方の場合、負荷が高い。
- 夏季休暇中の英語キャンプの実施について、資格外活動許可申請が必要かどうかを問い合わせた場合、出入国在留管理局によって回答が異なる。回答例としては、①学校の児童生徒を対象にしている場合は、場所を問わず申請不要 ②学校内で行う場合は申請不要、学校外であれば必要 ③申請書類を確認して判断する 等。
③については、書類の準備や申請手続きが求められるが、不要と判断されることもある。

教育機会の損失

審査期間

審査基準

- ALTの体調不良による長期欠勤の際に、学校現場をよく知るALTの指導員（技術・人文知識・国際業務の在留資格でALT指導業務を行う外国人）が代理講師として業務を行う場合、担当校の資格外活動許可申請が求められ、即日の対応は難しい。
- 学校から、長期入院をしている児童の訪問教育への同行を求められ、該当の出入国在留管理局に問い合わせたところ、資格外活動許可の申請が必要との回答だったため、ALTの訪問をお断りせざるを得なかった。
- 幼・保・こども園など、資格外活動許可が求められる業務については、審査期間を考慮し、教育委員会に5月以降の業務開始を依頼している。許可が間に合わなかった場合は、開始日を後ろ倒しにして対応している。

外国語指導助手（ALT）の役割拡大への期待



外国語指導助手（ALT）の役割拡大への期待

ALT活躍の場は学校での授業を越え、校外活動や地域コミュニティにまで発展しています。

弊社が目指すALT像



子どもの パートナー

子どもにあわせて
コミュニケーションを引き出し
挑戦を促す等
積極的に働きかける



先生の パートナー



主体的に動き
協働関係を築き
先生と一緒に
授業創りをする

異文化理解を促進し
国際交流の推進で
地域の発展・国際化に
寄与する



地域の パートナー

日本の教育や
ALTの役割を理解し、
強みを活かして活躍する

教育者としての パートナー



授業外でのコミュニケーション機会の創出



放課後英語指導



英語キャンプ



教員研修



イベント審査員



英語でヨガ



自治体ラジオ放送

外国語指導助手（ALT）の役割拡大への期待

民間ALTの活用は拡大しており、小・中・高等学校の外国語授業以外での参画が期待されています。

令和5年度「英語教育実施状況調査」公表結果より抜粋

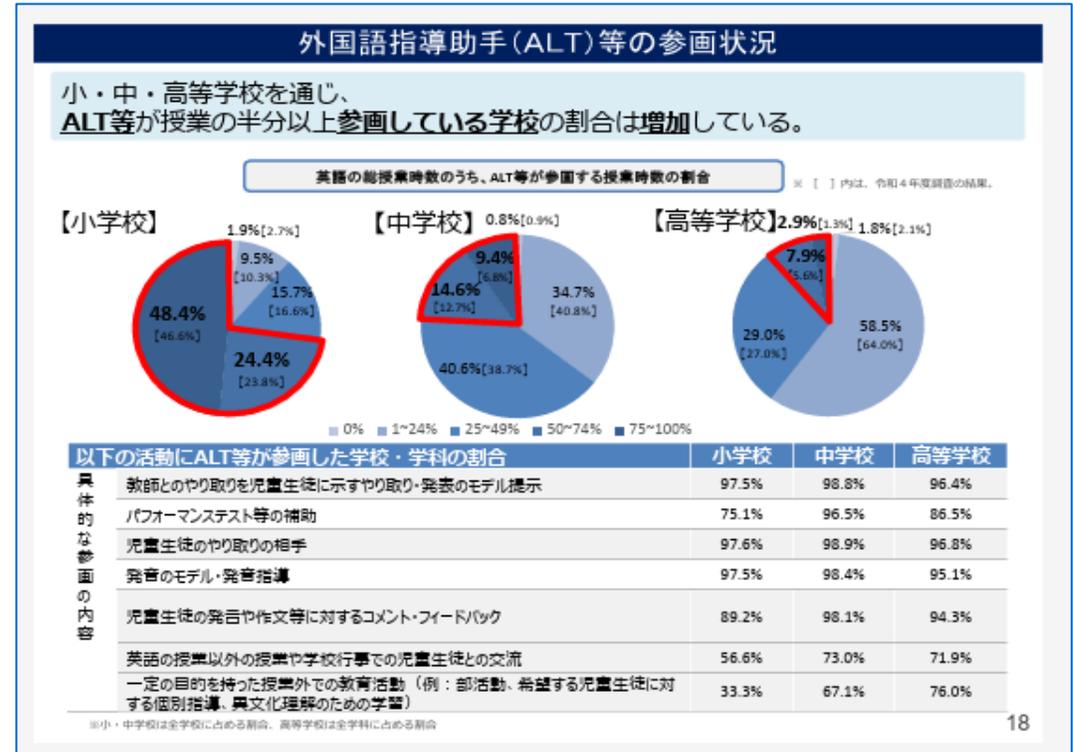
外国語指導助手(ALT)等の参画人数

「JETプログラム」「派遣契約」等の割合が増加し、「その他」の割合が減少している。

校種/形態	JETプログラム	直接任用	労働者派遣契約	その他	合計
小学校	2,616人 (22.1%)	2,735人 (23.1%)	4,048人 (34.2%)	2,452人 (20.7%)	11,851人 [12,417人]
中学校	2,730人 (34.0%)	1,541人 (19.2%)	3,012人 (37.5%)	757人 (9.4%)	8,040人 [8,344人]
高等学校	1,795人 (63.0%)	402人 (14.1%)	503人 (17.6%)	151人 (5.3%)	2,851人 [2,938人]
純計	5,081人 (28.0%)	3,619人 (20.0%)	6,190人 (34.1%)	3,237人 (17.9%)	18,127人 (100.0%)
R4年度純計	4,913人 (25.5%)	3,811人 (19.8%)	5,926人 (30.8%)	4,601人 (23.9%)	19,251人 (100.0%)

※「小学校」「中学校」「高等学校」の欄は、それぞれ他の学校種を兼務している場合を含む人数。
 ※「純計」欄は、小・中・高等学校の学校種別で兼務している場合に、重複を除いた。
 ※「その他」は、留学生や英語が堪能な地域人材（日本人を含む。）等の人数。
 ※〔 〕内は、各項目の合計数に占める割合。
 ※〔 〕内は、令和4年度調査の結果。

（参考）中学校学習指導要領第2章第9節 外国語
 3 指導計画の作成と内容の取扱い（1）指導計画の作成上の配慮
 キ 指導計画の作成や授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。



全国の公立小学校・中学校・高等学校を対象に実施された調査においても、ALTの活用機会が拡大していることが確認できる。

地方公共団体とのALT派遣契約および働くALTは安全性が担保されています。

安全性の根拠

契約

- ALT派遣は、地方公共団体と労働者派遣事業の許可を受けた民間会社との派遣契約で、派遣法に基づき、個別の就業場所や責任者を定めた上で契約をしている。
- 契約する会社は、地方公共団体独自の選定基準・方法で厳選されている。
- 派遣事業許可は、資本金、管理体制、キャリア教育、個人情報保護、保険加入など条件をクリアした会社にもみ付与される。

ALT

- 海外採用ALTは、在留資格認定証明書交付申請時に、国内採用または雇用中のALTは在留資格変更・更新時に安全性、信頼性を確認されている。
- ALT欠員時の代替者は、教育の資格を持つ代理専任要員、または技術・人文知識・国際業務の資格をもつ指導担当のALTやスタッフが担当するため、同様に安全性は保たれている。

民間雇用ALTへの包括許可付与によるメリット



民間雇用ALTへの包括許可付与によるメリット

民間雇用ALTに資格外活動の包括許可を付与することで、下記のメリットが得られます。

メリット

1

幅広い教育機会の提供

✓小・中・高等学校以外の教育現場での活用や、授業外でのALT活用が可能になります。

メリット

2

地方創生への影響

✓ALTの地域コミュニティでの活用で、移住定住促進や地域の魅力向上につなげることができます。

メリット

3

出入国在留管理局の業務負担軽減

✓資格外活動申請数が削減されることで、その他審査時間を短縮することが可能になります。

民間企業雇用のALTに資格外活動の包括許可を認めることで、
公教育の充実を図るとともに、地方公共団体のグローバル化に寄与します。